

平成30年度 食物アレルギーへの対応強化のための専門講師派遣実施要領

1 趣 旨

きょうとこどもの城事業の中で食事の提供を行う子ども食堂やこどもの居場所などにおいて食物アレルギーへの対応を可能とするため、当該事業を実施する団体へ専門的知識を有する者を派遣し、食物アレルギーに対する知識を深め、アレルギーに対応した食事を提供できるようになるなど子どもたちが安心して利用できる環境をつくることを目的とする。

2 事業内容及び実施方法

- (1) きょうとこどもの城づくり事業に参加している団体等（以下「団体」という。）が、食物アレルギー対応の強化を図るため次号に定める事業を実施する場合に、団体の要請に基づき、アドバイザーを派遣する。
- (2) 本要領の対象とする事業は、原則として次に掲げるものとする。
 - ア 食物アレルギーに対する講演
 - イ アレルギーに関する相談
 - ウ メニューの作成に関する助言等
 - エ その他京都府が必要と認める事業
- (3) 1回あたりの派遣時間は、依頼内容に関わらず2時間程度とする。
- (4) 派遣回数は年10回程度とし、応募者多数の場合は調整を行う。

3 派遣の日程等

派遣の日程（休日も含む。）及び派遣の時間（おおむね10時から20時の間とし、派遣場所も勘案して決定する。）は家庭支援課で派遣講師と調整のうえ決定する。

4 計画書及び報告書の提出

- (1) 派遣を希望する団体は、事業計画書（様式第1号）を京都府に提出するものとする。
- (2) 京都府は、アドバイザー派遣の可否及び派遣の受け入れ条件について団体あて連絡する。
- (3) 団体は、事業会場を準備する等事業に関わる環境について整備するものとする。
- (4) 団体は、アドバイザーの受入後30日以内に、アドバイザー受入報告書（様式第2号）を京都府に提出するものとする。

5 費用負担

京都府は、アドバイザー派遣に伴う費用（謝金、旅費、資料代）を負担するものとする。ただし、上記以外の会場代などの費用については、実施団体が負担するものとする。

6 その他

本実施要領に記載のない事項は、京都府と団体がその都度協議するものとする。